

所管部課		総務部職員課		部長	阿部 晴彦		
件 名		東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 一般職の職員の3月期末手当の廃止及び東京都人事委員会勧告に準ずる給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の特別給（賞与）の支給月数等を改定するため、条例の一部を改正するものである。 (2) 主な改正内容 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を0.1か月引き下げる。これにより、期末手当の支給月数を、年4.55か月から年4.45か月とする。 今年度は、令和4年3月期の支給月数である0.15か月から0.1か月を引き下げるとともに、引き下げ後の0.05か月は、3月期末手当の廃止に伴い、令和3年12月期の支給月数に加算して支給する。 令和4年度以降については、令和3年12月期に割り振った0.05か月は、6月期と12月期の支給月数に割り振る。 (3) 施行日 令和3年12月1日から施行。ただし、令和4年度以降の改正箇所については令和4年6月1日とする。 (4) 影響及び効果 東京都人事委員会の勧告に準じた一般職員と同様の改定であるため、適正な給与支給をすることが可能となる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和3年第4回市議会定例会に提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。